

個人情報取扱特記事項

第1条 (基本的事項)

農業委員会ネットワーク業務(以下、「業務」という)を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう、適正な取り扱いに努めなければならない。

第2条 (管理体制)

1. 個人情報の安全管理の実施および運用に関する事務を総括するため、個人情報総括保護管理者(以下、「保護管理者」という)を1人置くこととする。
2. 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。
3. 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システム管理者と連携して、その任に当たり、双方連携してそれぞれの措置を講ずる。

第3条 (秘密の保持)

業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。なお、業務が終了した後においても同様とする。

第4条 (従事者への周知)

業務に従事する者に対しては、在職中および退職後においても、個人情報保護に関する必要な事項を周知徹底させるものとする。

第5条 (個人情報取得の制限)

業務を行うに当たり、個人情報を取得する場合は、当該業務の目的を明確にし、当該業務の遂行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。その際、偽りその他不正の手段による個人情報の収集を行ってはならない。

第6条 (個人情報の適正管理)

1. 業務に係る個人情報の、漏えい、改ざん、滅失および毀損の防止、その他の事故を防止するため、個人情報は厳重に管理しかつ慎重に取り扱うものとする。特に、保有する個人情報の複製もしくは送信、または個人情報の可搬性外部記録媒体への記録、および個人情報が記録されている媒体の送付または持ち出しは、保護管理者が認める必要な場合以外は禁止するものとする。また、保有している個人情報が不要となった場合には、当該情報の復元、判読が不可能な方法により消去又は廃棄するものとする。
2. 個人情報を含む情報を取り扱う場合には、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。
 - (1) 個人情報にアクセスするための識別・認証システムを構築する。
 - (2) 個人情報にアクセス可能な権限を付与する従業者数は、その必要最小限に留める。
 - (3) 個人情報を容易に複製できないよう、厳格な制限を設ける。
 - (4) 個人情報へのアクセス状況ならびに個人情報の登録、削除および複製の状況の記録を

徹底し、不正を疑われるような動作がないかこれを定期的に確認する。

- (5) 外部ネットワークからの不正アクセスをブロックするため、ファイアウォールの設定等によるアクセス制御システムを構築する。
- (6) 脆弱性対策として、ウィルス対策ソフトを導入するとともに、常に OS やソフトウェアの更新情報を収集して、迅速なアップデートに努める。
- (7) 個人情報にアクセスできる端末は、一般のインターネット回線には接続しないものとする。
- (8) 個人情報にアクセスできる端末が置かれている部屋には、保護管理者が指定する者以外は入室できないようにする。

第7条 （再委託の禁止）

業務に関して知り得た個人情報の処理は、その取り扱いを原則第三者に委託しないものとする。但し、利用者に対するサポートサービス等を提供する目的で、第三者に業務を委託する場合には、業務委託先が委託業務を遂行するために必要な範囲内で、個人情報を開示・提供する。当該業務委託先との契約書には、秘密保持の義務、再委託の制限または条件等、個人情報の適切な管理に必要な事項を明記し、当該業務委託先における責任者等の管理体制および個人情報管理の状況について検査する項目等については書面で確認し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第8条 （情報提供の制限）

業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ておくものとする。またその場合には、提供を受ける者に対し、利用目的、利用形態、利用後の廃棄、または返還等の方法等を記載した書面を提出させるものとする。ただし、農業委員会、都道府県農業会議、農地中間管理機構、関係行政機関等その他農林水産省令で定められた者に提供する場合については、この限りでない。

第9条 （個人情報の取り扱いに関する苦情および相談）

1. 業務に係る個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。当該処理に当たっては、苦情処理窓口の設置や、苦情処理の手順を定める等、必要な体制を整備し、苦情申出先についても申出本人の知り得る状態に置くものとする。
2. 取り扱う個人情報について、法令または本規約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがある
3. ことを知ったときは、直ちに保護管理者に報告し、その対策を講じるものとする。
4. 上記報告を受けた保護管理者は、直ちに農林水産-省経営局農地政策課に報告するものとする。
5. 保護管理者は、個人情報の管理の状況について、定期的に監査又は点検を実施し、個人情報の取扱方法の見直し、その他必要な措置を講じるものとする。
6. 保護管理者は、個人情報を取り扱う全ての業務従事者に対し、情報システムの管理、運用およびセキュリティ対策に関して必要な教育研修を定期的(年1回以上)に実施して、個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(補則)

個人情報取扱特記事項中、「個人情報」とあるものは、「特定個人情報(行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう)」を含むものとする。